

診療報酬改定・介護報酬改定について

診療報酬改定・介護報酬改定について

- 2019年10月に予定されている消費税増税等に係る対応について、厚生労働省の中央社会保険医療協議会、社会保障審議会介護給付費分科会において議論が行われ、予算編成過程において、診療報酬改定及び介護報酬改定の改定率は以下のとおりとなった。

1. 診療報酬改定

- 診療報酬本体 + 0.41%
 (うち、消費税対応分 + 0.42%、実勢価改定等 ▲ 0.93%)
 - 薬価 ▲ 0.51%
 (うち、消費税対応分 + 0.42%、実勢価改定等 ▲ 0.93%)
 - 材料価格 + 0.03%
 (うち、消費税対応分 + 0.06%、実勢価改定等 ▲ 0.02%)
- | 各科改定率 | 医科 | 歯科 | 調剤 |
|-------|---------|---------|---------|
| | + 0.48% | + 0.57% | + 0.12% |

※ 今回の薬価改定は、2019年10月に予定されている消費税率の引上げに伴い、適正な消費税の転嫁を行う観点から市場実勢価格を踏まえて薬価改定を行うものであり、通常の薬価改定とは異なる臨時的な改定である。このため、市場実勢価格に基づく改定と消費税引上げ相当分の転嫁を2019年10月に同時に行うこととし、市場実勢価格に基づき行うこととなる算定ルール及び実勢価と連動し、その影響を補正するための算定ルールを適用することを基本とした改定を行うこととされた。

(※詳細については、中医協薬価専門部会(第149回)資料「消費税引上げに伴う薬価改定の骨子(案)」を参照)

2. 介護報酬改定

介護報酬改定率 + 0.39%

医療機関等における消費税負担に関する取扱い

- 医療機関等の仕入れに係る消費税負担については、診療報酬へ上乗せすることで補てんする仕組みとなっている。
- 2019年度の診療報酬改定においては、2014年度の消費税率引上げ時と同様に、基本診療料への点数上乗せを主とした対応を行うこととしつつ、補てん不足及び医療機関種別ごとの補てん率のばらつきができる限り生じないよう、以下の通り配点方法の見直しが行われた。

配点方法見直しの内容（第19回医療機関における消費税負担に関する分科会 資料「配点方法見直しのシミュレーションについて」より抜粋）

(1) 算定回数

補てん点数の設定に当たって、直近の通年実績のNDBデータを使用して、より適切な配点を行う。

(2) 課税経費率

一般病棟入院基本料・療養病棟入院基本料について、療養病床の割合で病院を分類して課税経費率をみる、精神病棟入院基本料について、精神科病院の課税経費率をみることとする。

(3) 入院料の配点（入院料シェア）

入院料で補てんするにあたって、課税経費率のみを考慮して補てん点数を決定するのではなく、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、補てん点数を決定する。

(4) 初・再診料と入院料の配分

診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所（補てん項目は初・再診料のみ）の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高める。

介護保険サービスにおける消費税負担に関する取扱い

- 2019年度の介護報酬改定における介護保険サービスに関する消費税の取扱いは、基本的には2014年度の消費税率引上げ時と同様に、基本単位数等への上乗せ対応を行うこととされた。
- 今回の介護報酬改定に係るポイントは以下の通り。

ポイント（第167回介護給付費分科会 資料「2019年度介護報酬改定に関する審議報告案」より抜粋し、一部加工）

(1) 基本単位数の取扱い

基本単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本単位数への上乗せ率を算出することが適当である。

(2) 加算の取扱い

課税経費の割合が大きいと考えられる加算については、基本単位数への上乗せと同様に課税費用に係る上乗せを行うことが適当である。一方、上乗せすべき単位数が1単位数に満たない等個別に上乗せ分を算出して対応することが困難な加算については、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めた上乗せ対応を行うことが適当である。

その際、単位数ではなく基本単位数の割合で設定されている加算や、交通費相当額で設定される福祉用具貸与に係る加算については、上乗せ対応を行わないことが適当である。

(3) 区分支給限度額

消費税引き上げに伴う基本単位数等への上乗せ対応を行うことにより、従前と同僚のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じる可能性があることから、消費税率引上げの影響分について、区分支給限度基準額を引き上げることが適当である。

(4) 基準費用額、負担限度額

2017年度介護事業経費実態調査による平均的な費用額と基準費用額を設定した際の平均的な費用額に一定の変動幅がみられるとともに、一部費用については、消費税率引上げにより負担が増加することが見込まれることから、8%から10%への消費税率引上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うことが適当である。

(5) 特定福祉用具販売、住宅改修サービス費及び福祉用具貸与

2018年10月から設定された福祉用具貸与の上限額について、税率引上げ分を引き上げることが適当とされた。

介護職員の更なる処遇改善について

- 2019年10月に予定されている消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応し、介護職員の更なる処遇改善を行うこととされた。内容については、以下の通り。

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
 具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

